

新食品衛生法の概要

—食品の安全性の確保を通じた国民の健康の保護のために—

平成十五年
厚生労働省食品安全部

食品衛生法等及び健康増進法の一部改正

(平成15年5月30日公布、平成15年法律第55号及び第56号)

目的

BSE問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まり
⇒ 食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図る

3つの視点に基づく見直し

- ①国民の健康の保護のための予防的観点に立ったより積極的な対応、②事業者による自主管理の促進、
③農畜水産物の生産段階の規制との連携

見直しの全体像

目的規定の見直し、国・地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化、国民等からの意見聴取(リスクコミュニケーション)

規格・基準の見直し

- 農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制の導入)
- 安全性に問題のある既存添加物の使用禁止
- 特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通禁止措置

健康増進法

- 健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

監視・検査体制の強化

- 監視・検査体制の整備
 - ・命令検査の対象食品等の政令指定の廃止
 - ・監視指導指針及び輸入食品監視指導計画の策定
 - ・公表
 - ・都道府県等食品衛生監視指導計画の策定
 - ・公表
 - ・厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設
 - ・指定検査機関制度の登録制度への見直し
 - ・民間の検査機関を活用したモニタリング検査等に係る試験事務の実施
- 営業者による食品の安全性確保への取組みの推進
 - ・総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認への更新制導入
 - ・食品衛生管理者の責務の追加等

食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化

- 大規模・広域な食中毒の発生時等の厚生労働大臣による調査の要請等
- 保健所長による調査及び報告

罰則強化

- ・表示義務違反等、法人に対する罰金の額の引き上げ

等

関連して、「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」についても所要の見直しを行った。

政府全体の食の安全への取組について

食品安全基本法

基本理念、関係者の責務・役割、
施策の策定に関する基本方針

リスク評価
(食品健康影響評
価)

リスク管理

食品安全委員会

(平成15年7月1日設立)

諮詢

勧告等

厚生労働省、農林水産省等

リスクコミュニ
ケーション

厚生労働省関係の法改正

食品衛生法等の一部を改正する法律

- ・目的規定の見直し、国・地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化
- ・農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制の導入)
- ・特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通禁止措置
- ・監視指導計画の策定等による監視・検査体制の強化
- ・総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認への更新制導入
- ・大規模・広域な食中毒の発生時等の厚労大臣による調査の要請等
- ・厚労・農水大臣間の規制の連携・協力
(と畜場法、食鳥処理法)

健康増進法の 一部を改正す る法律

- ・健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

【農林水産省関係の法改正】

農林水産省設置法の一部を改正す
る法律

食品の安全性の確保のための農林
水産省関係法律の整備に関する法
律(肥料取締法、薬事法、農薬取締
法、家畜伝染病予防法)

飼料の安全性の確保及び品質の改
善に関する法律の一部を改正する
法律

牛の個体識別のため情報の管理及
び伝達に関する特別措置法

食品の製造過程の管理の高度化に
関する臨時措置法の一部を改正す
る法律

食中毒への対応の強化

(第58条、第60条関係) 平成15年8月29日施行

- 近年の食品流通の多様化等による食中毒の大規模化・広域化を踏まえ、必要に応じ、厚生労働大臣が、都道府県知事等に対し調査の要請をすること等により、原因究明を迅速に行い、危害の拡大防止を図る。
- 保健所長が食中毒患者等の発生を探知したときは、医師の届出がなくとも、原因究明のための調査を行うよう規定を整備するとともに、厚生労働大臣に対する報告に関する規定も整備。

